

ユーカリが丘第二集会所運営に関する確認書

ユーカリが丘第二集会所運営について、ユーカリが丘二丁目自治会とユーカリが丘三丁目自治会は協議し以下内容で運用する事を確認した。

記

1. 運用の取扱

本協議における内容は、「ユーカリが丘第二集会所管理規則」に基づくもので、原則として規則変更の取扱とは別に運用等「細則」として位置付ける。

なお、当面は運用等状況及び内容等の検証を行い、問題点・課題の解消を行った上で「細則」を確定し、各自治会総会で提起・承認を受けるものとする。又、承認を受けるまでの期間中の諸問題等については、運営委員会に於いて解決を図るものとする。

2. 自治会活動の定義

自治会活動とは、各自治会の目的と事業を達成するために必要な活動を云う。又、それらの活動を行うにあたり会則・規則等を策定し各自治会会員に承認されたものである事とする。

(自治会等で定義する活動等名称)

集会所管理委員会	ユーカリが丘地区社会福祉協議会 さわやかプラザ
ユーカリが丘二丁目自治会	自治会総会、役員会、定例委員会、子供会・育成会、睦会、まちを守る会（防犯委員会、防災委員会）、集会所清掃業務
ユーカリが丘三丁目自治会	自治会総会、役員定例会、子供会、集会所清掃業務
ユーカリが丘二丁目・三丁目自治会長が承認する活動等	

3. 自治会活動と集会所使用

集会所は、原則として自治会等活動による使用を優先する。

4. 集会所の使用

①休館日 12月29日～1月5日までは休館とする。

また、原則として同期間中の申込受付手続きは行わない。

②使用申込受付期間

使用申込者は、第二集会所管理委員会（以下管理委員会と称す）に、次の日程により3カ月毎に申込手続き（この申込を仮申込と称する）を行うこととする。なお、集会所を同一使用目的で申込を行う場合、原則として個人・団体共通で1週間2日の使用を限度とする。仮申込期限時点で申込者が複数競合する場合は、使用権を抽選により決定する。抽選は管理委員会の指示に従い行う。仮申込期限（競合抽選を含）後は、既申込者が使用権を有し、管理委員会は以後の申込を受付けないこととする。

使用期間	仮申込期限	仮申込期限時に申込が複数競合する場合
4月1日～6月末日	2月末日	・各申込期限翌月初に管理委員会より申込者に連絡を行う。
7月1日～9月末日	5月末日	
10月1日～12月28日	8月末日	・原則として、各申込期限の翌月の第2土曜日午前に集会所で抽選を行う。
1月6日～3月末日	11月末日	

但し、仮申込期限後も空室や既申込者（使用権保有者）が、使用中止・使用取消等条件変更となり空室となっている場合等は、使用申込を受付けることができる。なお、受付手続き終了後は、以後の申込受付けを行わない。

申込受付は、原則として使用日の3日前までとする。

③使用制限

- ・政治、宗教的な団体・個人への貸出
- ・公序良俗に反すると認められる団体・個人への貸出
- ・営利目的と認められる団体・個人への貸出
- ・その他社会通念上、集会所の使用を適当と認められない団体・個人への貸出

これらが申込受付後に判明した場合、集会所管理委員会は使用取消を行うことができるものとする。

④使用権譲渡等の禁止

使用権利の譲渡又は転貸等は禁止する。

5. その他

重要事項に変更等が生じる場合は、運営委員会等で協議するものとする。

6. 実施時期

平成24年4月以降使用（平成24年2月末日の仮使用申込期限）から適用し、本協議確認内容について実施するものとする。

本件は、各自治会の目的・事業達成及びユーカリが丘第二集会所運営・管理の円滑化を促進するために、確認し記録するものである。

平成23年 9月19日

ユーカリが丘二丁目自治会

会長 島田昌彦



ユーカリが丘三丁目自治会

会長 福本

